

森 第 1 4 7 4 号
平成 2 5 年 1 月 3 0 日

各市町村長 様

千葉県農林水産部長
(公印省略)

特用林産物（乾シイタケ）の安全性の確認について（依頼）

先般、県内で生産した乾シイタケから食品の基準値を超える放射性物質が検出されたことから、県では、原木生シイタケ（露地・施設）についても出荷の自粛について、地元市をはじめ、生産者、関係機関に要請したところです。

今回の乾シイタケについては、生産者情報の把握が不十分であったことが原因のひとつであったことから、改めて乾シイタケ生産者の情報を把握するとともに、作成している生産者台帳に基づき、乾シイタケの生産状況等の確認を重ねてお願い申し上げます。確認については、（別紙 1）により、各林業事務所宛て報告をお願いします。

また、特用林産物を出荷・販売する場合はもとより、県のモニタリング検査を受ける前には、あらかじめ生産物及び保有する原木の放射性物質の自主検査の実施その他必要な措置を講ずることを周知徹底いただきますようお願い申し上げます。

さらに、直売所等につきましては、放射性物質の自主検査済みの特用林産物を出荷するよう生産者に注意を促すなど、安心安全な特用林産物を販売するようご指導お願いいたします。

なお、農家等が採取した農産物の自主検査については、別添のとおり、食品衛生法第 3 条に食品等事業者の責務として規定されていることを申し添えます。

【担当】 千葉県農林水産部
森林課林業振興室
(電話) 043-223-2966
(FAX) 043-225-7448

E-mail:sinkou@mz.pref.chiba.lg.jp

(別添)

食品衛生法 第3条 抜粋

第三条 食品等事業者（食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。以下同じ。）は、その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装（以下「販売食品等」という。）について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。